

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社makaden
- 二 代表者の氏名 蒔苗弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字本泉二三の一三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第一〇〇七〇七号
- 五 取消年月日 令和七年四月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和七年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 ワコウ建設株式会社
- 二 代表者の氏名 深畑浩之

三 主たる営業所の所在地 八戸市湊高台一丁目一九の一二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一二二九三号

五 取消年月日 令和七年三月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年十一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 鹿島建設株式会社
- 二 代表者の氏名 鹿島信一
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字沖田面字沖中一二六の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―六）第三〇〇七四六号
- 五 取消年月日 令和七年三月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社乳井建設

二 代表者の氏名 乳井秀子

三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町森田月見野一四三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一一四七九号

五 取消年月日 令和七年三月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、舗装工事業、塗装工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社乳井建設

二 代表者の氏名 乳井秀子

三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町森田月見野一四三の二

四 許可番号 青森県知事許可（特―三）第一一四七九号

五 取消年月日 令和七年三月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 コベルコプロフェッショナルサービス株式会社

二 代表者の氏名 山田泰司

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附二六一の四

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第五〇〇四〇二号

五 取消年月日 令和七年四月十日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年六月二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 商号又は名称 石戸左官
- 二 氏名 石戸勇
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字大間平一七の一七五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第六〇〇〇七四号
- 五 取消年月日 令和七年三月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
左官工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和七年六月二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 商号又は名称 テクノス上路
- 二 氏名 上路義夫
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字上道八七の一八〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第六〇〇〇七号
- 五 取消年月日 令和七年四月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

正 誤

選挙管理委員会事務局

発行年月日 発行番号	区 分 番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	正
					自由民主党青森 県支部連合会 令和6年3月26日 200,172,920 86,789,452 113,383,468	自由民主党青森 県支部連合会 令和6年3月26日 200,172,940 86,789,452 113,383,488

令和六・二七 号外第六八号	青森県選 挙管理委 員会告示	第八三号		一一	全	表中	118,864,097	自由民主 党青森県 連合会
							32,199,900	自由民主 党本部
							11,918	自由民主 党青森県 第二選挙 区支部
							4,000	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭